

平成18年(2006年)3月15日
建設委員会資料
都市整備部公園・道路担当

議会の委任に基づく専決処分について

1 事故の概要

事故発生日時 平成17年(2005年)10月21日午後2時30分頃

事故発生場所 東京都中野区中野二丁目4番1号先

事故発生状況 都市整備部公園・道路担当の職員が運転する軽トラックが、早稲田通り方向からもみじ山通りを紅葉山公園下交差点方向に走行し、大久保通りより1本北側の道路へ右折しようとしたが、前方から対向車が来たため先に通そうと後退したところ、もみじ山通り西側に停車していた相手方の普通自動車に接触し、その車両の右後方周辺部分が破損した。

2 和解(示談)の要旨

相手方が被った損害308,413円について賠償する義務があることを認め、相手方に支払う。

3 和解(示談)の成立の日

平成17年(2005年)12月1日

4 区の賠償責任

本件事故は、軽トラックを運転していた職員が後退する際、後方確認を怠ったことにより発生したものであり、相手方が被った損害額全額について、区に賠償の義務があるものと判断した。

5 損害賠償額

本件事故による相手方の損害額は、車両の修理費及び代車代の308,413円であり、区の損害賠償額は、損害額と同額である。なお、損害賠償金は、保険会社から直接相手方に支払われた。

備考

事故後の対応について

所属長から関係職員に対する口頭による注意

所属長から分野内の職員に安全運転・事故防止の徹底を改めて指示